



～引越しが決まったら、手続きを～ 引越しシーズンの休日窓口を開設します

要 旨

毎年3月下旬から4月上旬までは、新生活に向けた引っ越し等により、住所変更などの各種手続きが増加する期間です。本年も市では引っ越しシーズンの休日窓口を開設し、平日に窓口へ来ることができない方への対応をいたします。

概 要

- 日 時** 令和8年3月29日(日) 8時30分～17時15分
4月 5日(日) 8時30分～17時15分
- 場 所** 沼津市役所1階 市民課
※各市民窓口事務所は開設しません
- 受付業務** 住所の異動(転出、転入、転居等)
各種証明書の交付(住民票、戸籍、税証明、印鑑証明)
戸籍届出の受付(婚姻、離婚、出生、死亡等)
添付のチラシをご参照ください。
- 特記事項** ・マイナンバーカードの受取り・更新手続きは予約が必要です。休日窓口の5営業日前までにご予約をお願いします。
・代理人が住民異動等の手続きを行う際は、委任状が必要です。

お問い合わせ先

沼津市役所 市民福祉部 市民課
直通：055-934-4720



繁忙期につき、
市民課業務の

沼津市

休日窓口を開庁します

春は、就職、転勤、入学など、新年度の新たな生活に向けて、人の異動が多くなる季節です。

市民課窓口でも住所の異動手続きや各種証明書の申請などの手続きが増え、混雑によりご利用いただく皆様にご不便をおかけしております。

市役所では、今年も休日窓口を開庁します。

平日よりも比較的スムーズにお手続きすることができますので、是非ご利用ください。

- ◆ 実施日 令和8年 3月29日(日)
令和8年 4月 5日(日)
(いずれも8時30分~17時15分)

- ◆ 場 所 市役所本庁舎 1階市民課窓口
(市民窓口事務所では、休日窓口の開庁は行いません)

- ◆ 休日窓口で受付できる業務

住所の異動(転出、転入、転居等)、届出書の受付(婚姻、離婚、出生、死亡等)、各種証明書の交付(住民票、戸籍、税証明、印鑑証明)、印鑑登録、マイナンバーカードの交付(予約制)、電子証明書の更新(予約制)、自動車臨時運行許可証(仮ナンバー)の交付、国民健康保険・国民年金の加入・脱退、国民健康保険及び後期高齢者医療制度資格確認書の再交付、葬祭費の申請受付、児童手当・児童扶養手当の申請受付、こども医療費受給者証の申請受付、旅券交付

※手続きには本人確認書類の提示が必要です。

詳細については右記の二次元コードからご確認ください。

※代理人が住民異動等の手続きを行う場合は委任状が必要です。



- ◆ 手続きできないもの

沼津市以外の証明書(住民票や戸籍証明書)の交付、確認書類(脱退連絡票等)を持参しない国民健康保険の加入・脱退、年金裁定請求の手続き、未申告時の所得証明書等の交付、旅券の申請受付

問合せ：市民課 電話055(934)4720